



環自野発第110118002号

平成23年 1月18日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護業務室長

「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」の実施に当たっての留意事項について

鳥獣保護行政の推進については、日頃より格段のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」(平成22年12月19日付け環自野発第101219001号)により通知を行ったところです。

同通知を踏まえた取組の実施に当たり、平成22年12月29日に開催した「平成22年度鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ会合(第3回)」において、最近の情勢も踏まえた適切かつ効果的な監視の実施に向けて、留意すべき事項について出来るだけ具体的に国から都道府県に対して示すよう指摘がありました。

これを踏まえ、技術的な助言として以下のとおり整理したので、適切な対応をお願いします。

1 最近の情勢

我が国においては、平成22年10月、北海道稚内市大沼においてカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され(これに伴い警戒レベルを全国的に2に引上)、その後、島根県(産卵鶏)、鳥取県(野生のコハクチョウ)、富山県(動物園で飼育されていたコブハクチョウ)及び鹿児島県(野生のナベヅル)において、高病原性鳥インフルエンザが発生した。

現時点においては、北海道、島根県、鳥取県、富山県においては、糞便(恒常的調査及びレベル3に伴う追加調査)や死亡野鳥等から新たに高病原性ウイルスは検出されておらず、渡り鳥を含めた野鳥において感染が広がっているとの証左は得られていない。しかし、引き続き警戒が必要であることから、死亡野鳥等の検査水準を維持するため、発生地周辺における警戒レベルは3のまま当面維持する考えである。

また、鹿児島県においては、ナベヅルにおける一羽目の発生以降も散発的に発生が確認されているが、死亡野鳥や群れの中の衰弱個体の急激な増加は見られていないことから、加速

度的・爆発的な感染拡大の予兆は無く、小康状態が続いていると判断される。

一方、極東地域について見ると、平成22年に入ってから、香港、中国、モンゴル、ロシア、韓国において、野鳥での発生が確認されている。

とりわけ、韓国においては、年末以降高病原性鳥インフルエンザが各地の家禽や野鳥において発生しており、農林水産食品部は1月11日に警報水準を4段階中の上から2番目にまで引き上げている。野鳥の発生状況についてみると、マガモ等の渡り鳥で確認されている外、猛禽類であるワシミズクでも確認されている。

これらのことを踏まえ、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視に当たっては、

- ① 大陸と往復する渡り鳥
- ② 渡り鳥と接触する機会のある留鳥
- ③ 渡り鳥や家禽を採食する可能性のある猛禽類やカラス

について、渡り鳥が日本列島を順次北上し、大陸へと渡去する春までの間、適切な対応を継続する。

2 監視の対象とする野鳥

我が国には600種近くの野鳥が生息しており、その監視に当たっては、ある程度種を絞り込んで取り組むことが効率的であることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)においては、感染リスクの高い種として33種を定めている。

これらの中でも、

- ①感染に伴う衰弱や神経症状を確認しやすい大型の渡り鳥であるハクチョウ、ガン
 - ②発症はしにくい、キャリアーとしてウイルス保有可能性が高い渡り鳥であるカモ
 - ③感染による衰弱個体や死亡個体の採食により感染する可能性が高いカラス、猛禽類
- については、監視の対象として重点化する。

一方、鹿児島県で発生が確認されたナベヅルについては、これまで感染実績がなく、マニュアルの33種には位置づけてこなかったところである。このため、基本は上記の通りとしつつも、地域個体群の生息状況が非常に過密であったり、給餌により、野鳥相互の接触や接近が野生の状態と大いに異なる、など特殊な状況下にあるものについては、監視の対象として重点化する。

各地に飛来する渡り鳥の種類や時期については、環境省ホームページ「渡り鳥の飛来状況」等を参考に概要を把握し、重点化すべき渡り鳥等の飛来時期に監視が適切に行われるよう工夫する。

また、家禽の餌をついばむスズメ等の野鳥については、野鳥から家禽へのウイルス伝播の役割を担う可能性があるため、地域の実情を踏まえ必要に応じて重点化する。

さらに、希少種についても、その保護増殖を適切に図る観点から、感染が疑われる個体や死亡個体の発生がないか注意を払う。

3 監視の場所

野鳥の監視に当たっては、行政、鳥獣関係団体、専門家、農場関係者、一般住民等の間での連携・協力を図る。

このため、警戒レベルや野鳥監視ニーズの多寡等を考慮しつつ、監視対象地域を

- ①野鳥の生息密度が高い地域
- ②渡り鳥が多く飛来する地域
- ③猛禽類の営巣地やカラスのねぐらがある地域
- ④希少種等特定の種が生息する地域
- ⑤農場など野鳥が採餌に訪れるが、人の入り込みもある地域
- ⑥住宅地や工場地帯など普段は野鳥があまり見られない地域

等に区分し、それぞれの地域を

- ・行政担当者や鳥獣関係団体等による日頃の業務(監視、巡視等)
- ・鳥獣関係団体構成員の日常の活動(探鳥会、狩猟等)
- ・専門家による日常の研究(観察、モニタリング等)
- ・農場での業務を通じた日頃の活動(作業従事、管理等)
- ・一般住民からの通報(死亡個体や衰弱個体の連絡等)

等のいずれを活用して監視を行うのか基本的な分担のゾーニングを行う。

また、どこで何をどの程度監視するのか(生きている異常個体の把握か、或いは死亡野鳥の探索か)、効果的・効率的な体制は何か(人員を積極的に投入するエリア、情報を収集するエリア、通報に依存するエリアの見極めも含む)等について合意形成に努める。この際、行政からの協力依頼が強要とならぬよう、関係者の自発性を十分尊重する。

4 監視の方法

3での整理を踏まえ、野鳥の生息密度が高いところやネグラを中心に、ラインセンサスや定点観測により野鳥の生息状況や衰弱個体、死亡野鳥、大量死等の確認を行う。

とりわけ死亡個体については、今後の分析・検討に当たって重要なデータとなることから、

- ①発見された場所の詳細(周辺100m程度の地理情報や土地利用状況も含む)

②死亡野鳥の損傷、腐敗の状況

③複数の野鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況

④発見された場所の気象情報(急激な冷え込み等により死亡する場合も少なくない)

⑤発見場所の遠景及び近景、野鳥の全身や特徴的部位等の写真(種名の確認に必要な場合がある)

等の情報をできるだけ詳細に把握する。

また、衰弱個体については、必ずしも鳥インフルエンザに感染した個体とは限らないものの、日を迫うごとにその数が増加しているような場合には、なんらかの疾病の感染が拡大していることもあり得るので、捕獲を試みて経過観察を行うことにより詳細に監視を行うことについての意見を聴きつつ検討する。

その際、捕獲者への感染が生じないように適切に防疫(防護服やマスクの着用、事後の消毒等)を行うとともに、移送中に捕獲個体からウイルスが拡散することの無いよう車両や機材等の消毒を適切に行う。また、収容先施設で従来から飼育している動物に感染することがないように、検疫的な隔離飼育を行う。

これらの実施に当たっては、監視の目的や対象、野鳥との接し方、消毒方法等について、マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し(必要に応じて研修会や説明会も開催)、風評の発生、ヒトへの感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意する。

5 その他

(1)鳥獣行政以外の部局との連携・協力

鳥インフルエンザ対策については、野鳥のみならず家禽における家畜衛生行政やヒトの健康に係る厚生行政にとっても重要であり、更に、天然記念物が生息する地域においては、文化財行政にとって重要となることから、野鳥の監視に当たっては、家畜衛生部局等との連携・協力を適切に進める。また、監視等により得られた情報や成果は、適切に共有し、サーベイランスや感染拡大防止に活用する。

(2)有識者からの指導・助言

地域における監視活動を企画・立案・実行するに当たり、地域における野生動物の生態、家畜防疫、ヒトへの感染等に精通した専門家からの指導・助言を受けることが重要である。

(3)鳥獣関係団体等との連携

野鳥の監視強化、野鳥との接し方についての普及啓発、糞便調査、死亡野鳥等の探索、検査等について、環境省から鳥獣関係全国団体へ協力を要請していることから、各都道府県においても連携を行い、効果的・効率的な監視に努める。

(4)監視に参画する者への対応

- ・監視に参画する関係行政機関等においては、職員における技術対応マニュアルの習熟を図るとともに、鳥インフルエンザに関する知識や野鳥の監視方法等について、必要に応じ専門家等による指導・助言を受けながら技術の向上を図る。また、市街地の死亡野鳥等について、地域住民や一般市民からの通報、情報提供等協力を得ていくため、その重要性や連絡先について周知を図るとともに、一般市民が過度の不安を抱かないよう、野鳥との接し方(別紙参照)について、普及啓発を図る。
- ・死亡個体の回収等に当たる者や保護収容施設において保護個体を扱う者においては、マスク、長靴、手袋等の着用を徹底し、現地や車両、機材等の消毒を適切に行うとともに定期的に健康診断を受診するなど、自らの感染防止及びウイルスの拡散防止を図る。
- ・施設管理者においては、消毒薬や消毒槽の設置を適切に実施するとともに、関係者における消毒の徹底に努めるなど、ウイルスの拡散防止を図る。
- ・野鳥の保護管理上必要な給餌を行う者については、野鳥に直接接触したり糞を踏んだりすることの無いよう留意し、餌は分散して蒔く等給餌方法を工夫することにより野鳥が一箇所に集中しないようにするなど、感染防止を図る。

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします



環自野発第 110118002 号
平成 23 年 1 月 18 日

各地方環境事務所 所長
釧路・長野・那覇
各自然環境事務所 所長
新潟・広島・高松・福岡事務所 所長
生物多様性センター センター長
国民公園及び墓苑管理事務所 所長

殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長
(公印省略)

「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」の実施に当たっての留意事項について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したので了知いただくとともに、野鳥の監視強化について、貴事務所におかれましても適切に対応願います。
また、都道府県に対する指導助言や連携協力につき、よろしく願いいたします。

写

環自野発第 110118002 号
平成 23 年 1 月 18 日

(社)大日本猟友会 会長
(社)全日本狩猟倶楽部 会長
(財)鳥類保護連盟 会長
(財)日本自然保護協会 理事長
(財)自然環境研究センター 理事長
(財)日本野鳥の会 会長
(財)山階鳥類研究所 理事長
(社)日本獣医師会 会長

殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」の実施に当たっての留意事項について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野鳥の監視強化に向けてご協力をよろしくお願いいたします。



環自野発第 110118002 号
平成 23 年 1 月 18 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿
厚生労働省健康局結核感染症課長 殿
文部科学省大臣官房総務課長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」の実施に当たっての留意事項について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知しましたので、御了知の上、野鳥の監視強化に向けてご協力をよろしくお願いいたします。